

第二百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二十六條から第二十八條までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第二百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二十六條から第二十九條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六條から第二百二十九條までの規定によらないことができる。

第二百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に關し第二百二十八條及び第二百二十九條の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第二百三十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。
第二百三十五条 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く。）、第五十四條、第五十九條から第六十三條まで、第六十五條から第六十八條まで及び第八十二條の規定は、特別支援学校に準用する。

2 第五十七條、第五十八條、第六十四條及び第八十九條の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。
3 第二十五條、第五十條第二項及び第五十三條の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。
4 第二十五條、第五十條第二項、第七十條、第七十一條及び第七十八條の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十條、第七十一條、第八十一條、第九十條第一項から第三項まで、第九十一條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十條まで並びに第九十四條第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七條第一項及び第二項中他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは、他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは、「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第二百三十六條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。
第二百三十七條 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一條第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第二百三十八條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定並びに第七十二條から第七十四條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第二百三十九條 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第四百四十條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定並びに第七十二條から第七十四條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第四百四十一條 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校
第一節 中等教育学校
第二百五十條 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。
第二百六十六條 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中等教育学校設置基準の規定を準用する。

2 中等教育学校の後期課程の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。
第二百七十七條 次条第一項において準用する第七十二條に規定する中等教育学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第二百八十八條 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十條第二項、第五十五條、第五十六條及び第七十二條の規定並びに第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五條及び第五十六條中、第五十條第一項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは、第七十七條又は第八十條第一項において準用する第七十二條若しくは第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三條、第八十五條及び第八十六條の規定並びに第八十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五條中「前二條」とあり、及び第八十六條中「第八十三條又は第八十四條」とあるのは、第八十八條第二項において準用する第八十三條又は第八十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第二百九十九條 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。
第二百十條 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。
第二百一十一條 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。